

年少者の逸失利益算定における「平等」 —大阪高判令和7年1月20日に接して—

関西学院大学教授・弁護士（元大阪高等裁判所部総括判事）
大島眞一 Shinichi Oshima

I はじめに

先天性の両側感音性難聴があり聴覚支援学校に通う11歳女子の逸失利益について、大阪高裁は、本年1月20日、全労働者の平均賃金の85%とした1審・大阪地裁令和5年2月27日判決（判タ1516号198頁）¹を変更し、健常者と同額（年額497万2000円）とする判決を言い渡した²。

年少身体障害者の逸失利益算定の基礎となる収入額については、最近の裁判例として次のものがある。

山口地下関支判令和2年9月15日（労判1237号37頁）³は、全盲の視覚障害を有する女子（事故時17歳）が後遺障害併合1級の障害を負ったことにつき、全労働者平均賃金の70%とし、その控訴審である広島高判令和3年9月10日（判時2516号58頁）⁴は、これを80%に変更した。

名古屋地判令和3年1月13日（交民54巻1号

51頁）⁵は、身体障害者等級2級の認定を受けた聴覚障害者である男子（事故時18歳）につき、2歳の時に難聴が発覚し、以後親が教育に熱心に取り組み、大学に進学したことなどを考慮し、男性大学卒の平均賃金の90%とした。

本件の原審である大阪地判令和5年2月27日は、前述のとおり、全労働者平均賃金の85%とした。

このように、身体障害者に対する逸失利益算定に当たり、全労働者の平均賃金に相当近づけてはいるが、その全額を認めるのではなく一定程度減額してきた。しかし、今回の大阪高判は、初めて全労働者の平均賃金とし健常者と同額とした⁶ものである。

この判決を基にして、今後の年少者の逸失利益を展望したい。

1 評釈等として、吉村良一「障害児・年少者死亡における損害賠償（逸失利益）額の算定・再論—聴覚障害児死亡事件を例に一」立命館法学408号327頁（2023年）、岩岸勝成「判批」法七増（新判例解説）34号75頁（2024年）がある。

2 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/093741_hanrei.pdf。なお、この判決は上告・上告受理の申立てではなく、確定している。

3 評釈として、城内明「判批」法七増（新判例解説）28号91頁（2021年）がある。

4 評釈として、若林三奈「判批」私法判例リマックス66号46頁（2023年）がある。

5 評釈として、三木千穂「判批」交民54巻索引・解説号（2023年）4頁がある。

6 東京地判平成31年3月22日労判1206号15頁は、知的障害（自閉症）を有する15歳の男子の基礎収入につき平均賃金の100%と認定しているが、19歳までの年齢別の平均賃金を採用しており、逸失利益の認容額は年額約238万円と本件と比べ相当低い。